○大刀洗町男女共同参画推進条例

（平成 21 年 12 月 28 日条例第 15 号）

目次

前文
第 1 章　総則(第 1 条－第 9 条)
第 2 章　町の基本施策等(第 10 条－第 20 条)
第 3 章　男女共同参画苦情処理委員(第 21 条－第 28 条)
第 4 章　苦情の申出の処理(第 29 条－第 34 条)
第 5 章　男女共同参画推進審議会(第 35 条－第 43 条)
附則

私たちの日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれています。また、国際的な男女平等推進の流れの中で、昭和 60 年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。さらに、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定するなど、男女平等実現に向けたさまざまな取組みが進められてきました。

大刀洗町では、平成 7 年に「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、同和問題をはじめ、障がい者差別、女性差別、いじめ等、あらゆる差別をなくし，明るく住みよい町の実現に取り組んできました。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度、慣習が未だに根強く残っており、男女の自由な活動や、多様な生き方の選択を妨げる大きな要因のひとつになっています。また、新たな問題として配偶者等からの暴力等、人権の視点から解決しなければならない課題が発生しています。さらに近年、少子高齢化などの社会・経済情勢の急速な変化への対応も求められています。

このように刻刻と変動する社会情勢に対して、大刀洗町が目指すのは、職域、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野で男女がお互いの人権を尊重し合い、自らの個性や能力を生かしながら、共に責任を担う男女共同参画社会のまちづくりの実現です。よって、大刀洗町において大刀洗町男女共同参画推進条例を制定します。

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、男女の人権が平等に尊重され、ともに自立し支え合い、個性や能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
(2)　固定的性別役割分担意識　「男性は仕事が中心、女性は家事、育児、介護が中心」というように性別によって役割を決めようとする意識のことをいう。
(3)　積極的改善措置　第 1 号に規定する機会に関する男女間の格差を是正するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的にその機会を提供することをいう。
(4)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者や恋人等、ごく親しい関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力や虐待（子どもを巻き込んでの暴力を含む。）をいう。
(5)　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。
(6)　町民　町に在住、在勤、在学する者及び町を拠点としてさまざまな活動をしている者をいう。
(7)　事業者等　町内において、公的機関、民間を問わず、かつ、営利、非営利を問わず事業や活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
(8)　審議会等　町の政策や方針について審議する機関で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 に規定する附属機関及びこれに準ずる機関のことをいう。

(9)　クオータ制　審議会等において、構成員が男女のいずれかに偏らないように、比率を決めることをいう。
(10)　家族　婚姻、血縁、縁組及び婚姻関係のない事実上の形態等を基礎として生活上の関係を有する社会の自然かつ基礎的な集団単位をいう。

(基本理念)

第 3 条　男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として、職域、学校、地域、家庭等社会のあらゆる分野において、町、町民及び事業者等が協働し、進めるものとする。
(1)　男女の人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
(2)　社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている場合は、その要因が取り除かれるよう配慮されること。
(3)　教育は、重要な役割を果たすため、あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を推進するための教育が行われること。
(4)　男女が、町の諸施策又は事業者等における方針の立案や決定に社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(5)　家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、あらゆる場における活動に対等に参画できるように配慮されること。
(6)　男女は、生涯にわたり対等で安全な環境の下で健康な生活を営み、相互の性についての理解を深める。また、性と生殖に関して、個人の意思が尊重されること。
(7)　ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の性による人権侵害は、根絶されるよう配慮されること。
(8)　男女共同参画のまちづくりは、国際社会の取組と密接な関係にあることから、国際的協調の下に行うこと。

(町の責務)

第4条　町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画のまちづくりに関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2　町は、男女共同参画を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3　町は、町民や事業者等の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取組み、町民、事業者の理解が深まるよう、啓発活動を行い、国及び他の地方公共団体をはじめ、町民、事業者等との連携に努めなければならない。

4　町は、審議会等を設置するにあたり、条例等にクオータ制を規定するなど、男女がともに政策や、方針決定の過程に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

5　町は、大刀洗町男女共同参画推進審議会の意見を聴いて、積極的に男女共同参画を推進している個人又は事業者等を、男女共同参画推進モデルとして、推奨するよう努めなければならない。

6　町は、すべての施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町議会の責務)

第5条　町議会は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第6条　町民は、男女共同参画社会に関する理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条　事業者等は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

2　事業者等は、男女が、仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3　事業者等は、町が行う男女共同参画施策に積極的に協力するよう努めなければない。

4　事業者等は、町と工事請負等の契約を希望し、入札資格審査申請をする場合、町の求めに応じ男女共同参画推進状況について報告するよう努めるものとする。

(性別を理由とした人権侵害行為等の禁止)

第8条　何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。

(情報の制限)

第9条　町民及び事業者等は、公衆に表示する情報について、固定的性別役割分担意識を助長する表現、性による人権侵害に結びつく表現、又は過度に性的な表現を行ってはならない。

第2章　町の基本施策等

(総合的な男女共同参画施策の推進)

第10条　町は、男女共同参画施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するため、大刀洗町男女共同参画計画(以下「参画計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2　町は、参画計画の策定にあたっては、町民及び事業者等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3　町は、参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4　前2項の規定は、参画計画の変更について準用する。

5　町は、参画計画の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

(配偶者暴力防止基本計画)

第11条　町は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に基づく基本計画(以下「配偶者暴力防止基本計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2　町は、配偶者暴力防止基本計画を策定又は変更するに当たっては、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(政策の立案及び決定の過程における男女共同参画)

第12条　町は、政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、性別にかかわりなく、職員の能力と意欲に応じた登用、就業環境の整備等に取組むとともに、女性職員の職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めなければならない。

(調査の実施等)

第13条　町は、男女共同参画社会推進のための施策の実施に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じて公表するよう努めなければならない。

(啓発事業の実施)

第14条　町は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、町民の理解を深め、意識の高揚を図るため、広報誌の発行及び講座の開催、その他の啓発事業を実施するよう努めなければならない。

(教育の場における支援)

第 15 条　町は、基本理念に基づいて、就学前教育、学校教育、社会教育、家庭教育等、あらゆる教育の分野で、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実を図るよう努めなければならない。
2　町は、前項に掲げる男女平等を促進する教育の実現を図るため、教育にかかわる者に対し、男女共同参画の促進に関する研修を実施するよう努めなければならない。
(家庭、地域への支援)
第 16 条　町は、男女が、家庭、地域において固定的性別役割分担意識にとらわれない対等な関係を形成し、それぞれの場に対等に参画できるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。
(町民等への支援)
第 17 条　町は、町民及び地域組織等と協力して、男女共同参画を推進するとともに、町民及び地域組織等による男女共同参画社会の形成を促進する取り組みを支援するため、相談、助言、啓発、情報提供等を行うよう努めなければならない。
(事業者等への支援)
第 18 条　町は、事業者等に対し、男女共同参画に関する様々な情報の提供その他必要な支援を行なうよう努めなければならない。
(施策等の提案)
第 19 条　町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画施策等について、町に提案することができるものとする。
2　町は、提案された男女共同参画施策等について、大刀洗町男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。
3　町は、提案された男女共同参画施策等について、男女共同参画の推進のために有効と認める場合は、その実施に努めなければならない。
(推進体制)
第 20 条　町は、男女共同参画の推進に向けて、必要な体制の整備を図るよう努めなければならない。
第 3 章　男女共同参画苦情処理委員
(男女共同参画苦情処理委員)
第 21 条　町が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は措置についての苦情を処理するため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、大刀洗町男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。
2　苦情処理委員は、2 人とし、その構成は、男女各 1 人とする。
3　苦情処理委員は、男女共同参画の推進に関する優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委嘱する。
4　苦情処理委員の互選により、代表苦情処理委員を定める。
5　代表苦情処理委員は、合議事項につき苦情処理委員を代表する。
(任期)
第 22 条　苦情処理委員の任期は、3 年とし、通算して 6 年を超えることはできない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときにはこの限りではない。
2　補欠苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)
第 23 条　苦情処理委員には、大刀洗町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年条例第 17 号）の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。
(責務)
第 24 条　苦情処理委員は、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
2　苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
(解職)
第 25 条　町長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員として著しく不適切な言動があると認める場合は、委嘱を解くことができる。
(兼職の禁止)
第 26 条　苦情処理委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
2　苦情処理委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員、又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。
(守秘義務)
第 27 条　苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(関係機関との連携)
第 28 条　苦情処理委員は、その職務遂行にあたっては、町、県及び国の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。
第 4 章　苦情の申出の処理
(苦情の申出)
第 29 条　町民及び事業者等は、町が行う男女共同参画施策及び町が行うその他の施策が、男女共同参画の推進を阻害していると思われること、又は阻害するおそれがあることに関する苦情の申出をすることができる。
(苦情処理委員の処理の対象としない事項)
第 30 条　前条に規定する苦情の申出が次の各号に掲げる事項であるときは、同条の規定にかかわらず、苦情処理委員の処理の対象としない。
(1)　判決、裁決等により確定した事案に関する事項
(2)　裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
(3)　国会又は地方公共団体の議会に請願・陳情等を行っている事項
(4)　苦情処理委員が行った苦情の申出の処理に関する事項
(5)　その他、調査することが適当でないと苦情処理委員が認める事項
(苦情の申出の処理)

第 31 条　苦情処理委員は、第 29 条に規定する苦情の申出があった場合、必要な調査を行い、その結果、必要があると認める場合は、町長に対し、町の施策について意見を表明し、又は施策の改善のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2　前項に規定する意見の表明及び勧告は、苦情処理委員の合議によらなければならない。

3　町長は、第 1 項の規定により意見が表明され、又は勧告を受けたときは、当該意見又は勧告を尊重しなければならない。また、当該勧告に対する町の措置について苦情処理委員に報告しなければならない。

4　苦情処理委員は、町長から前項の規定による報告を受けたときは、当該勧告及び報告の内容を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表するものとする。ただし、公表にあたっては、個人情報の保護等人権に必要な配慮がなされなければならない。

(却下)

第 32 条　苦情処理委員は、苦情等の申出が第 30 条に規定する事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。

2　前項の場合において、苦情処理委員は、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なく通知しなければならない。

(処理の経過及び結果の通知)

第 33 条　苦情処理委員は、第 31 条の規定により、調査、意思表示、勧告、是正の要請、若しくは町長に対して公表を求め、又は町長から報告や通知があったときは、苦情の申出を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

(調査の協力)

第 34 条　町は、苦情処理委員が第 31 条第 1 項に規定する調査を行う場合において、その調査を拒んではならない。

第 5 章　男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第 35 条　町における男女共同参画社会の実現を図るため、大刀洗町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 36 条　審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

(1)　男女共同参画社会の形成に向けた施策に関すること。

(2)　男女共同参画社会の形成に向けた施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第 37 条　審議会は、12 人以内の委員で組織する。ただし、男女いずれか一方の委員の数が 10 分の 4 未満であってはならない。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　識見を有する者

(2)　関係団体を代表する者

(3)　町民
3　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
第 38 条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
第 39 条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
2　審議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(守秘義務)
第 40 条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
(関係者の出席)
第 41 条　審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
(報酬及び費用弁償)
第 42 条　委員には、大刀洗町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。
(庶務)
第 43 条　審議会の庶務は、企画財政課において処理する。
附　則
(施行日)
この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。